

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市配偶者からの暴力対策に関する基本計画策定検討委員会 (第1回)	
開 催 日 時	令和7年9月9日（火）午後2時00分～3時40分	
開 催 場 所	宍粟市役所北庁舎4階 401 会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	浅田 卓	
委 員 氏 名	（出席者） 友金弥生、井川由香里、薄木洋明、 谷林由美、浅田 卓、前田美紀、 橋本高志、阿曾諭生子、四辻恭子	（欠席者） 山本哲史、瀬良将司
事 務 局 氏 名	健康福祉部 安井次長、栗山次長 子育て支援課 進藤次長兼課長、白畑係長、 上川女性相談支援員、橋元母子・父子自立支援員 人権推進課 水口次長兼課長	
傍 聴 人 数	傍聴者なし	
会議の公開・非公開の区分 及び非公開の理由	公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題） ・ 委員紹介 ・ 正副委員長選任について 【資料①】 ・ 正副委員長あいさつ ・ 協議事項 (1) DV防止法及び女性支援法について 【資料②、③】 (2) 計画策定方針及び今後のスケジュールについて 【資料④】 (3) 次期計画の概要について 【資料⑤】 ・ その他 次回の開催日（予定）について	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認	（委員長等） <u>委員長 浅田 卓</u>	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	■開会 ■委員紹介 ■正副委員長選任について【資料１】 ・事務局から、委員長に浅田卓委員、副委員長に谷林由美委員を推薦（各委員・異議なし） ・委員長に浅田卓委員、副委員長に谷林由美委員を選出・承認
委員長	■委員長あいさつ
副委員長	■副委員長あいさつ
委員長	協議事項(1)について事務局より説明をお願いします。
事務局	■協議事項（進行：委員長） (1) DV防止法及び女性支援法について（資料②、③について説明）
委員長	ただいま、協議事項(1)について、事務局より説明いただいたが、意見等あればお願いします。
委員	兵庫県では各市町への配偶者暴力相談支援センター（以下、「配暴センター」という。）の設置を推進しており、全国でも設置が進んでいるが、宍粟市では設置を検討しているのか。
事務局	本市は小規模な自治体であり、配暴センター機能の一つである一時保護所の設置やカウンセラー等の配置は難しい状況である。なお、兵庫県の計画では、「単独での設置が難しい小規模な自治体については、近隣市町での共同設置など、センター設置のあり方について、国に検討要望していく」としており、西播磨圏域の他の自治体も設置されていないことから、近隣市町の状況等を注視しながら設置については検討していきたいと考えている。
委員	配暴センターの設置については、現行計画にも目標としてあがっていたが５年間で何も変わっていないのか。
事務局	配暴センターの設置はできていないが、配暴センター機能の一つである相談体制については、かねてから女性相談支援員と母子・父子自立支援員を

発言者	議題・発言内容
	配置しており、令和6年度から健康福祉部内に子育て支援課が新設され、女性相談支援員と母子・父子自立支援員、また、家庭児童相談室も他課から子育て支援課内に配置され、情報共有や支援等に係る連携強化が図れている。また、被害者の行政サービス変更手続きに必要なDV相談証明書を配暴センター未設置の自治体でも発行することが可能になるなど、未設置の自治体でも対応できる幅が広がっている。
委員	現在、宍粟市では一時保護はどのような経路で行っているか。
事務局	DV等の相談は主に市の窓口や警察へ相談があり、当事者に危険が及ぶ可能性があり、緊急避難が必要と判断される場合は、市が一時保護施設のある女性家庭センターと協議し、一時保護につなげている。
委員	配暴センターは県下で17市町が設置済みである。なお、市町主体による配暴センター設置は、一時保護所の機能は必須ではなく、女性家庭センターと役割を分担することで、配暴センターの設置はできるはずである。配暴センターという看板があることで被害者の相談先が明確になるのではないかと考える。
委員	先ほどの配暴センター設置の意見について、全ての機能は必須ではなく、西脇市でも一時保護機能を持たない配暴センターを昨年度に設置されていることから、宍粟市についても設置に向けて前向きに検討していただきたい。
事務局	本市における設置の課題等を整理するとともに、県の意向や近隣市町等の状況も調査しながら、計画の目標に掲げているとおり設置については今後において検討していきたいと考えている。
委員長	他に意見等が無ければ、協議事項(2)と(3)について事務局より説明をお願いします。
事務局	(2) 計画策定方針及び今後のスケジュールについて (3) 次期計画の概要について (資料④、⑤について説明)
委員長	ただいま、協議事項(2)と(3)について、事務局より説明いただいたが、意見等あればお願いします。

発言者	議題・発言内容
委員	市民アンケートの対象者を、前は 20 歳以上で今回は 18 歳以上としている、年齢を引き下げたのはなぜか。また、前の調査と比較はできているのか。
事務局	成人年齢が 18 歳に引き下げられたことで、対象年齢も 18 歳以上としている。また、今回の市民アンケートだけでなく、他の計画においても 18 歳以上を対象にアンケートを実施している。 年齢ごとに前回調査との比較は行っておらず、各年齢層の回答構成比を把握するために活用している。例えば、デートDVの認知度については、高齢になるほど認知度が低い傾向となっていることなどが把握できている。
委員	基本計画（案）では被害者中心の支援となっている。加害者支援も取り込まないとよい支援ができないと考える。
事務局	加害者支援について、本計画では必要に応じて医療機関等支援機関へ案内するとしている。また、更正プログラム等の支援策については、国や県においても「調査・研究していく」とされており、現時点では明確な支援策が明示されていないことから、本計画においても国や県からの情報収集に努め、今後の支援の検討に活かすとしている。
委員	DV防止ネットワーク会議は開催されているのか。また、基本目標 5 のDV防止ネットワーク会議の開催は必要に応じてとなっているが、毎年開催はしないのか。 続いてもう一点、DVは被害者と加害者が一緒になったり、別れたりすることを繰り返すことが多いので、地域の人々のDVに対する知識があれば、被害者を見過ごすことなくDV相談窓口へ誘導できるため、市民への啓発をより一層強化していただきたい。
事務局	これまでに、DV防止ネットワーク会議は開催できていない。なお、設置要綱に定めているネットワーク会議での協議事項は、DV防止対策に関することや関係機関との情報交換及び連携強化に関すること等が定められており、今後は法改正等により取組内容が変更した場合や、啓発に向けた新しい取組を行う際などに委員の意見や改善策等を伺うため、会議を開催していきたいと考えている。 また、市民への啓発強化については、市民アンケートの結果から、DVを受けた際に、まずは身内に相談する傾向が高いことから、誰もがDVの知識や相談先を理解することで、適切な支援につなげることができると考えているので、次期計画においては、「第三者からの適切な支援につなぐ啓発を

発言者	議題・発言内容
	行う」と追記している。
委員	数値目標について、男女共同参画プランの目標値を引用しているが、目標値の考え方はどのように設定されたのか。
事務局	現行の男女共同参画プランは令和元年度に策定され、計画期間は令和2年から令和11年までの10年となっている。当時はデートDVの認知度向上とDVを相談した人の割合を上げる必要があるとして目標値に定めている。なお、相談した人の割合の目標値については、平成30年度に調査した基準値から5年ごとに男性は約8%、女性は約10%程度の増加を目標としている。また、当計画独自の目標値である相談窓口の認知度については、DVを受けたことがある人のうち、「どこに相談してよいか分からなかった」と市民アンケートで回答された人の割合が高いことに加え、必要としている人誰もが相談窓口につながるよう目標値として設定している。
委員	専用電話には何件くらいかかってくるのか。
事務局	月に10件も満たない。新規相談となると月に1件にも満たない。
委員	デートDVの冊子は中学生にも配布されたのか。
事務局	中学生にも配布している。
委員長	デートDVの講座を学校でも実施してもらえるのか。
事務局	要望があれば子育て支援課や人権推進課で受け付けている。
委員長	それでは、これで協議事項は終了したい。議事の「その他」について事務局より説明をお願いします。
事務局	■その他 ・ 次回の開催候補日について連絡 ・ 委員会資料の送付については、開催日の1週間前を目安に送付する。
副委員長	■閉会あいさつ